

18文科振第685号  
平成19年1月19日

関係各研究機関代表者 殿

文部科学省研究振興局長

徳 永 保

(印影印刷)

平成18年度科学研究費補助金の補助条件の変更及び「科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等」の変更について

このたび、平成19年1月19日付け18文科振第685号文部科学大臣通知のとおり、平成18年度科学研究費補助金（特別推進研究、特定領域研究、萌芽研究、若手研究（A・B）及び特別研究促進費）の補助事業に係る実績報告書の提出期限を延長することとしました。

ついては、該当する補助事業を遂行している貴機関所属の研究代表者に対し、このことを周知していただきたく、よろしく申し上げます。

また、これに伴い、「科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等」についても、別紙のとおり変更しますので、関係する職員に遺漏なく周知し、適正に実行してください。

今回、このような変更を加えた理由は、研究者が年度末の研究遂行（物品購入）に支障をきたすことのないよう研究費の使用期間を確保した上で、研究機関が年度末の会計処理を適切に終了することができるようにすることにあります。

各機関におかれましては、このことに十分留意され、補助金の適切な執行・管理に努めていただきますようよろしくお願いいたします。

なお、独立行政法人日本学術振興会が交付する科学研究費補助金（基盤研究、若手研究（スタートアップ）、学術創成研究費及び特別研究員奨励費）についても、同様の取扱いとなることを申し添えます。

「科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等」  
(平成18年度)の変更

| 変 更 前   | 変 更 後   |
|---|---|
| <p><b>【支出の期限】</b><br/>3-3 補助事業に係る物品の納品、役務の提供等を、補助事業を行う年度の3月31日までに終了し、これに係る支出を実績報告書の提出期限(平成19年4月25日)までに行うこと。</p> <p><b>【交付申請書の記載内容の変更に係る手続】</b><br/>3-8 次の手続を行うこと。<br/>③補助事業の廃止<br/>研究代表者が、補助事業を廃止しようとする場合に、当該研究代表者が作成する様式C-5「研究廃止承認申請書」により申請を行い、文部科学大臣の承認を得るとともに、未使用の補助金を返還し、廃止のときまでの補助事業について、廃止の後、<u>30日以内又は平成19年4月25日のいずれか早い日までに</u>、当該研究代表者が作成する様式C-6「実績報告書(収支決算報告書)」(様式B-3「収支決算報告書」を添える)、様式C-7-1「実績報告書(研究実績報告書)」(様式B-4「研究実績報告書」を添える)及び研究分担者に分担金を配分した研究代表者が作成する様式C-7-2「研究組織登録票」を取りまとめ、様式B-5「支出状況一覧」を添えて、文部科学大臣に実績報告を行うこと。<br/>研究代表者が一人で行う補助事業において、当該研究代表者が欠けた場合には、その旨を様式C-5-2「研究代表者死亡等報告書」により文部科学大臣に報告するとともに、未使用の補助金を返還すること。</p> | <p><b>【支出の期限】</b><br/>3-3 補助事業に係る物品の納品、役務の提供等を、補助事業を行う年度の3月31日までに終了し、これに係る支出を実績報告書の提出期限(平成19年5月31日)までに行うこと。</p> <p><b>【交付申請書の記載内容の変更に係る手続】</b><br/>3-8 次の手続を行うこと。<br/>③補助事業の廃止<br/>研究代表者が、補助事業を廃止しようとする場合に、当該研究代表者が作成する様式C-5「研究廃止承認申請書」により申請を行い、文部科学大臣の承認を得るとともに、未使用の補助金を返還し、廃止のときまでの補助事業について、廃止の後、<u>30日以内に</u>、当該研究代表者が作成する様式C-6「実績報告書(収支決算報告書)」(様式B-3「収支決算報告書」を添える)、様式C-7-1「実績報告書(研究実績報告書)」(様式B-4「研究実績報告書」を添える)及び研究分担者に分担金を配分した研究代表者が作成する様式C-7-2「研究組織登録票」を取りまとめ、様式B-5「支出状況一覧」を添えて、文部科学大臣に実績報告を行うこと。<br/>研究代表者が一人で行う補助事業において、当該研究代表者が欠けた場合には、その旨を様式C-5-2「研究代表者死亡等報告書」により文部科学大臣に報告するとともに、未使用の補助金を返還すること。</p> |

### ⑨育児休業等による中断

研究代表者が、産前産後の休暇又は育児休業（以下「育児休業等」という。）を取得する場合であって、年度途中で補助事業を廃止し、翌年度の育児休業等の終了後に補助金の再交付を受けることを希望する場合に、育児休業等を取得する前に、当該研究代表者が作成する様式C-13「研究中断承認申請書」により申請を行い、文部科学大臣の承認を得るとともに、未使用の補助金を返還し、廃止のときまでの補助事業について、廃止の後、30日以内又は平成19年4月25日のいずれか早い日までに、当該研究代表者が作成する様式C-6「実績報告書（収支決算報告書）」（様式B-3「収支決算報告書」を添える）、様式C-7-1「実績報告書（研究実績報告書）」（様式B-4「研究実績報告書」を添える）及び研究分担者に分担金を配分した研究代表者が作成する様式C-7-2「研究組織登録票」を取りまとめ、様式B-5「支出状況一覧」を添えて、文部科学大臣に実績報告を行うこと。

#### 【実績報告に係る手続】

3-9 次の手続を行うこと。

#### ①実績報告書の提出

各補助事業について、その完了又は廃止の後、30日以内又は平成19年4月25日のいずれか早い日までに、各研究代表者が作成する、様式C-6「実績報告書（収支決算報告書）」（様式B-3「収支決算報告書」を添える）、様式C-7-1「実績報告書（研究実績報告書）」（様式B-4「研究実績報告書」を添える）及び研究分担者に分担金を配分した研究代表者が作成する様式C-7-2「研究組織登録票」を取りまとめ、様式B-5「支出状況一覧」を添えて、文部科学省に提出すること。

### ⑨育児休業等による中断

研究代表者が、産前産後の休暇又は育児休業（以下「育児休業等」という。）を取得する場合であって、年度途中で補助事業を廃止し、翌年度の育児休業等の終了後に補助金の再交付を受けることを希望する場合に、育児休業等を取得する前に、当該研究代表者が作成する様式C-13「研究中断承認申請書」により申請を行い、文部科学大臣の承認を得るとともに、未使用の補助金を返還し、廃止のときまでの補助事業について、廃止の後、30日以内に、当該研究代表者が作成する様式C-6「実績報告書（収支決算報告書）」（様式B-3「収支決算報告書」を添える）、様式C-7-1「実績報告書（研究実績報告書）」（様式B-4「研究実績報告書」を添える）及び研究分担者に分担金を配分した研究代表者が作成する様式C-7-2「研究組織登録票」を取りまとめ、様式B-5「支出状況一覧」を添えて、文部科学大臣に実績報告を行うこと。

#### 【実績報告に係る手続】

3-9 次の手続を行うこと。

#### ①実績報告書の提出

各補助事業について、平成19年5月31日まで（補助事業を廃止した場合には、当該廃止の後30日以内）に、各研究代表者が作成する、様式C-6「実績報告書（収支決算報告書）」（様式B-3「収支決算報告書」を添える）、様式C-7-1「実績報告書（研究実績報告書）」（様式B-4「研究実績報告書」を添える）及び研究分担者に分担金を配分した研究代表者が作成する様式C-7-2「研究組織登録票」を取りまとめ、様式B-5「支出状況一覧」を添えて、文部科学省に提出すること。